

吉見町ファミリーサポートセンター事業 吉見町緊急サポートセンター事業 会員登録・利用の手引き

はじめに

ファミリーサポートセンター事業 緊急サポートセンター事業	・・・・・・・・ 1
1. ファミリーサポート	・・・・・・・・ 2
◆ 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 3
2. 緊急（病児・病後児）サポート	・・・・・・・・ 4
◆ 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 6
◆ 病児の受け入れ基準について	・・・・・・・・ 7
3. 利用料金の算出方法について	・・・・・・・・ 8
4. 保険について	・・・・・・・・ 9
5. 預かりに際して準備していただくもの	・・・・・・・・ 10

〔お問い合わせ先〕

事業実施主体 吉見町

〒355-0192

吉見町大字下細谷411 吉見町役場子育て支援課

電話 0493-63-5014

事業運営主体 委託先：緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801

川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

電話 048-297-2903

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

HPアドレス <http://ikudou.blogzine.jp/kinkyusaitama/>

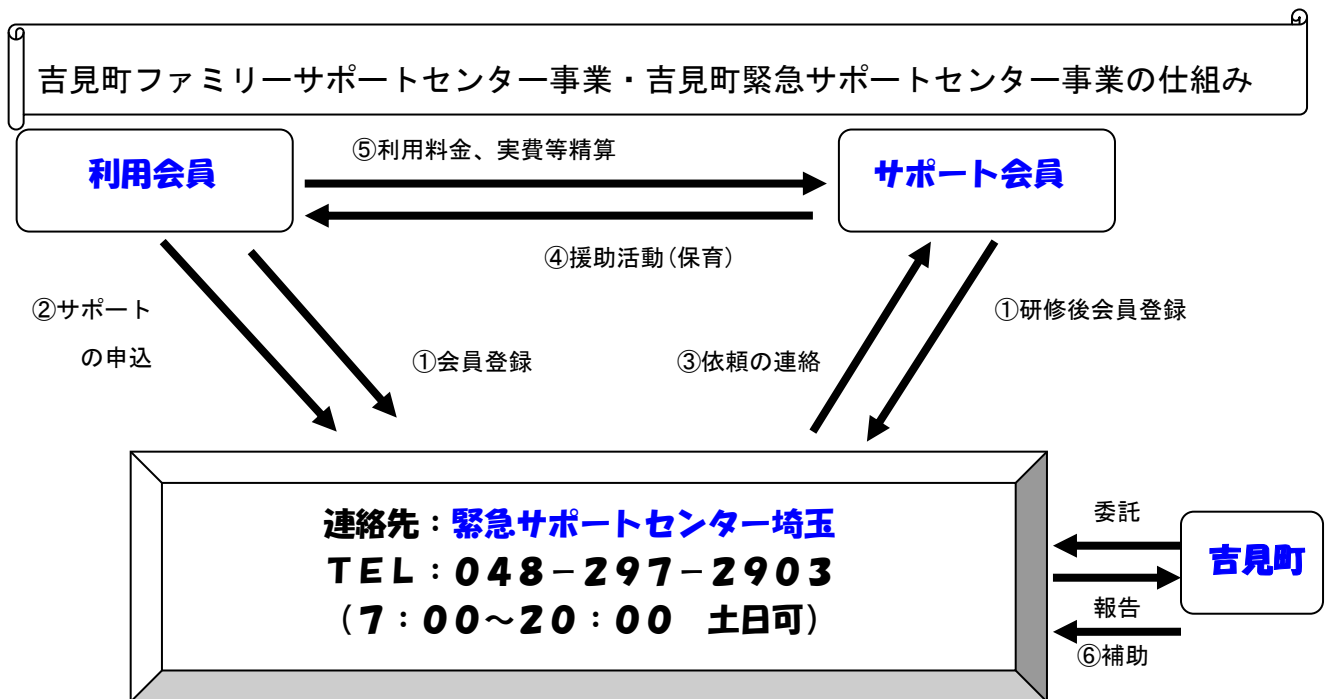
はじめに ファミリーサポートセンター事業

緊急サポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業は、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方【利用会員】と子育てのお手伝いをしたい方【サポート会員】が会員組織を構成して、相方の合意のもと、お子さんの預かり（有償ボランティア）を行う事業です。

センターでは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるように連絡・調整を行います。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急（病児・病後児）サポートのいずれかで対応します。



援助は2種類！ 「ファミリーサポート」と「緊急（病児・病後児）サポート」

予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは

1. 「ファミリーサポート」

※ 事前にサポート会員をご紹介し、予め依頼内容を決めておきます

- ・ 保育所等への送迎やその前後の預かり
- ・ 保育所等の休みの時の預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中の預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

急を要する時、病気のお子さんの預かりは

2. 「緊急（病児・病後児）サポート」

※ 必要に応じてサポート会員を探します。

- ・ 病児・病後児の預かり、受診
- ・ 宿泊を伴う預かり
- ・ 保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・ お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・ そのほか急を要する子育てに関する困った時など

1. ファミリーサポート

●サポート内容

事前に紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。
元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。

- ・ 保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・ 保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中のお預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等のお預かり

●預かりの対象

原則、利用会員の親族である小学校6年生までのお子さんの預かりが対象です。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かりが可能です。サポート会員と相談のうえ、決定します。

●援助活動の日時

サポート会員の合意が得られれば、年間を通じて行います。

●援助活動の場所

原則、サポート会員宅とします。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

◇ファミリーサポート利用料金

援助活動終了後、1時間当たりの利用料金から町補助金額を減じた額（利用会員負担額）に、活動時間を乗じた額をサポート会員に直接支払います。

【ファミリーサポート利用料金】

援助活動の時間帯	1時間当たりの 利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	800円	300円	500円
19時～7時	1,000円	300円	700円

※援助活動時間は、援助活動の開始から児童を引き渡すまでの時間とする。時間の端数が30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

※サポート会員宅以外で援助活動を行う場合、往復時間も援助活動扱いとなります。

※実費（交通費、食事代等）は、別途精算となります。

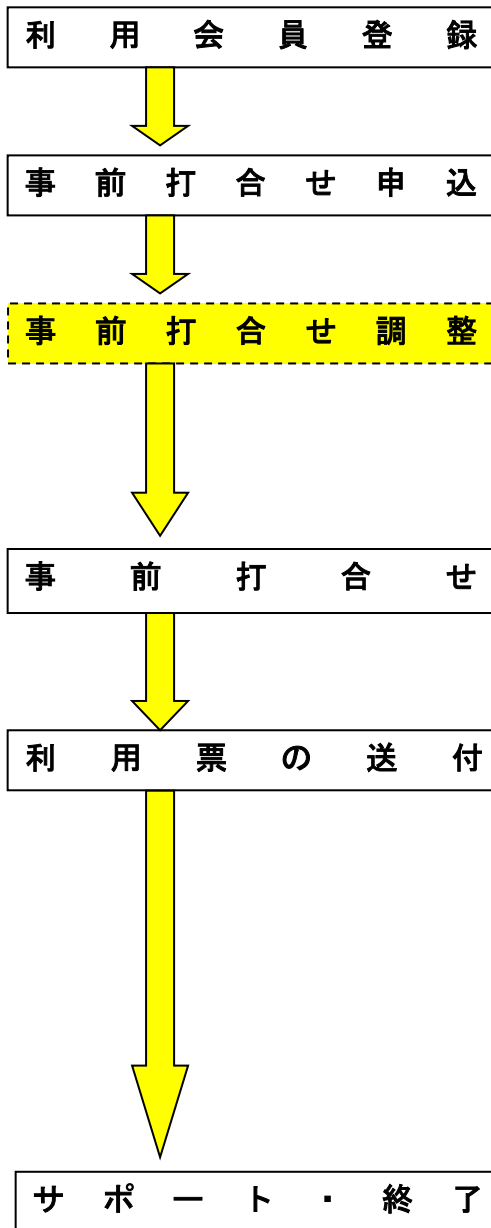
※援助活動日前日、援助活動日当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

※複数のお子さんのお預かりの場合は、2人目以降は半額となります。

◆登録から利用までの流れ

利用会員が行うこと

センターが行うこと



●ホームページから入会申込フォーム、利用フォーム 2、3を入力して送信します。又は、役場子育て支援課に申込みます。

●電話でセンターに利用希望申込みの連絡を入れます。
受付時間は7時～20時までです。

●センターでご希望を伺い、事前打合せするサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、事前打合せの日程調整を行い、連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合があります。

●利用会員、サポート会員、センターの3者で事前打合せを行い、援助内容、日時など、保育に必要な事柄を確認します。

●利用票をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、押印します。
料金と実費をサポート会員に直接支払います。

センター電話番号 048-297-2903 (7時～20時)

センターへの利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

http://ikudou.blogzine.jp/tukuru/

2. 緊急（病児・病後児）サポート

●サポート内容

主に急を要するお預かりを行います。当日の依頼が可能です。センターへご連絡ください。基本的に、サポート会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。

- ・病児・病後児のお預かり、受診
- ・宿泊を伴うお預かり
- ・保育所や幼稚園、小学校及び学童保育所からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・その他、急を要する子育てに関する困った時など

●預かりの対象

原則、利用会員の親族である小学校6年生までのお子さんの預かりが対象です。

●預かり人数

複数のお子さんの預かりが可能です。サポート会員と相談のうえ決定します。ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

サポート会員の合意が得られれば、年間を通じて行います。

●援助活動の場所

原則、サポート会員宅とします。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員の登録・援助活動について

- ・サポート会員の登録には、講習会（保育、看護、救命救急等24時間）を受けていただく必要があります。
- ・サポート会員は、ほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。



●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

◇緊急（病児・病後児）サポート利用料金

援助活動終了後、1時間当たりの利用料金から町補助金額を減じた額（利用会員負担額）に、活動時間を乗じた額をサポート会員に直接支払います。

【緊急（病児・病後児）サポート利用料金】

援助活動の時間帯	1時間当たりの 利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	1,000円	400円	600円
19時～7時	1,200円	400円	800円

※援助活動時間は、援助活動の開始から児童を引き渡すまでの時間とする。時間の端数が30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

※サポート会員宅以外で援助活動を行う場合、往復時間も援助活動扱いとなります。

※実費（交通費、食事代等）は、別途精算となります。

※援助活動日前日、援助活動日当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

※複数のお子さんのお預かりの場合は、2人目以降は半額となります。

◇宿泊を伴うサポート利用料金

援助活動終了後、利用料金から町補助金額を減じた額（利用会員負担額）をサポート会員に直接支払います。

【宿泊を伴うサポート利用料金表】

援助活動の時間	利用料金	町補助金額	利用会員負担額
宿泊18時～9時	10,000円	2,000円	8,000円

※サポート会員宅以外で援助活動を行う場合、往復時間も援助活動扱いとなります。

※食事やお風呂の料金は含まれていますが、実費（交通費等）は、別途精算となります。

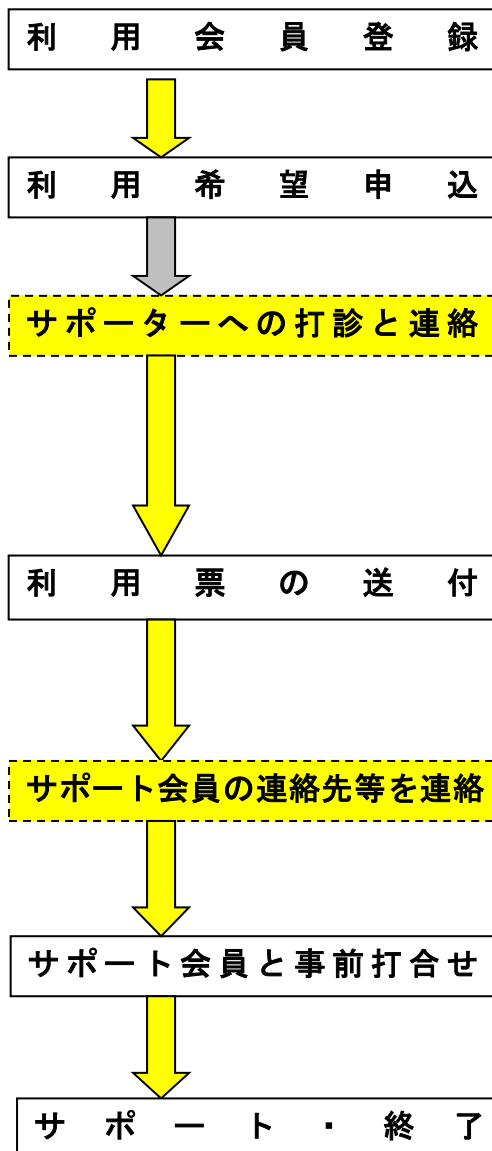
※援助活動日前日、援助活動日当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

※複数のお子さんのお預かりの場合は、2人目以降は半額となります。

◆登録から利用までの流れ

利用会員が行うこと

センターが行うこと



●ホームページから入会申込フォーム、利用フォーム 2、3を入力して送信します。又は、役場子育て支援課に申込みます。

●電話でセンターに利用希望申込みの連絡を入れます。
受付時間は7時～20時までです。

●センターは、利用希望に添うサポート会員を探し、見つけ次第連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合があります。

●利用票をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

●サポート会員に電話して、保育に必要な事柄の確認を行います。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。
料金と実費をサポート会員に直接支払います。

センター電話番号 048-297-2903 (7時～20時)

センターへの利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<http://ikudou.blogzine.jp/tukuru/>

◆病児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあつた際には、サポート会員による受診付き添いが必要となります。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、利用会員からの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、サポート会員との信頼関係を築くためにも、御理解御協力をお願いします。

センターでは、下記の基準を参考にして、利用会員からの詳しいお話を聞き、できる限りお預かりするよう努力していきたいと思っています。

是非、お気軽に御相談ください。

★受け入れ 可能な場合

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

★受け入れられるケースが多いが、利用会員からより詳しい話を必要とする場合

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐（ノロウイルス、ロタウイルスなど）
- ・けいれんをおこしたことがある場合

★受け入れ 要相談の場合

- ・喘息、RSウイルス感染症、肺炎、クループ（急性喉頭炎）などの呼吸器疾患

★受け入れることができない場合

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満で38℃以上、半年から1歳未満で38.5℃以上、1歳以上で40℃以上の発熱がある場合

★受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウイルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※ 症状によっては、お預かりできない場合もあります。

※ 障害や慢性疾患をお持ちの場合は、御相談ください。

3. 利用料金の算出方法について

1 援助活動時間について

- (1) サポート会員宅で援助を行う場合
利用会員がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間となります。
- (2) サポート会員宅以外で援助活動を行う場合（又は送迎も兼ねた活動の場合）
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間となります。
- (3) 援助活動が1時間に満たない場合でも、利用料金は1時間分からとなります。
- (4) 1時間以上の援助活動は、30分単位で計算します。

2 移動交通費やその他実費について

- (1) 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- (2) 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- (3) その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

3 支払方法

利用料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へ支払います。

実際の支払額（利用会員負担額）は、利用料金から町補助金額を減じた額となります。

4 キャンセル料について

- (1) 援助活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合

援助活動区分	キャンセル料	備 考
ファミリーサポート	800円	1時間分（7時～19時）の料金とする
緊急（病児・病後児）サポート	1,000円	1時間分（7時～19時）の料金とする
宿泊を伴うサポート	3,000円	

- (2) 無断キャンセルの場合

キャンセル料は、予約時間分の利用料金額となります。（利用会員負担額ではありませんので御注意ください）

4. 保険について

万が一に備え、NPO総合保険（あいおい損保）に加入します。

●賠償責任保険

サポート会員が、利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

5. 預かりに際して準備していただくもの

1. 昼食、おやつ（必要時のみ）
2. ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
3. 食事用エプロン（必要児童のみ）
4. 紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
5. お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
6. 着替え
7. 汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
8. おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
9. バスタオル
10. おしぼりタオル
11. ティッシュ
12. 薬（必要児童のみ）

※ 受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。（市販薬は不可。）

●病児・病後児のお子さんの預かりに際しては、

1. 保険証またはそのコピー
 2. 受診した病院の診察券
 3. 町から支給される医療証、医療券など
- ※ 受診が必要になった際に、必要となるもの
4. 熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やすもの